

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債権 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

ア. 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 最終仕入法による原価法（貸借対照表評価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 料理飲料材料 最終仕入法による原価法（貸借対照表評価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定の債権(ゴルフ会員権)について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 修繕引当金

長期修繕計画に基づき、翌事業年度において発生すると認められる見込額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース取引はすべてオペレーティングリースに該当するものであり、貸借取引としています。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式	25,000 株
------	----------

2. 事業年度中に行った無償減資に関する事項

令和3年2月25日臨時株主総会決議に基づき、令和3年3月16日に資本金2.5億円を1億円にし、1.5億円をその他資本剰余金に計上することにより減資を行っています。